

中津川市宅地造成事業に関する指導要綱

中 津 川 市

2025. 10 改定

目 次

中津川市宅地造成事業に関する指導要綱	
第1条～第12条	指- 1
中津川市宅地造成事業指導委員会設置要綱	
第1条～第7条	委- 1
中津川市宅地開発事業指導審査会設置要綱	
第1条～第6条	審- 1
中津川市宅地造成事業指導要綱施設基準	
1 総則	施- 1
2 造成に関する事項	施- 2
3 道路に関する事項	施- 7
4 公園等に関する事項	施- 8
5 集会施設に関する事項	施- 8
6 清掃施設に関する事項	施- 9
7 消防水利に関する事項	施- 9
8 生活雑排水等の汚水処理に関する事項	施-10
9 排水施設に関する事項	施-12
10 橋梁に関する事項	施-13
11 給配水に関する事項	施-13
12 街路灯に関する事項	施-13
中津川市宅地造成事業指導要綱施設基準の運用について	
1 宅地造成事業計画	運- 1
2 計画協議の指導基準	運- 1
中津川市ゴルフ場等大規模開発事業指導審査会設置要綱	
第1条～第7条	ゴ- 1
中津川市宅地造成事業協議書の提出について	
添付図面・資料	提- 1
様式	
第1号様式～第14号様式	
開発行為の許可又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱の 協議成立を受けて設置する公共施設及びその土地の帰属並びに 管理移管の事務処理要領	移- 1

○中津川市宅地造成事業に関する指導要綱

(昭和47年 8 月 1 日)

改正 昭和60年 3 月 30日 平成12年 4 月 1 日
平成 8 年 3 月 29日 平成13年 4 月 1 日
平成11年 1 月 25日 令和 5 年 8 月 7 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市における宅地造成事業が工事主並びに本市及び監督官庁と緊密な連絡のもとに総合的かつ合理的に行われることによって、市の秩序ある発展と健全な都市づくりをすすめ、もって市民の福祉向上を図るとともに市の行財政の円滑な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 宅地造成事業 一団の土地について、建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 一団の土地 土地の利用目的・利用形態・物理的形状等から見て一体と認められる宅地造成事業区域の土地をいう。
- (3) 公共施設 宅地造成事業に伴い新設又は、改良を必要とする道路・公園・緑地・広場・下水道・上水道・河川・水路・消防水利等の施設をいう。
- (4) 公益施設 宅地造成事業に伴い新設又は、改良を必要とする教育施設・医療施設・官公庁施設・購買施設その他の公益性を有する施設であって住民の共同の福祉又は、利便のための施設をいう。
- (5) 工事主 宅地造成事業を自ら施行し、又は請負契約その他の方法により他人をして宅地造成事業を施行させる者をいう。
- (6) 工事施工者 宅地造成事業に係る工事を自ら施行し、又は請負契約その他の方法による事業者の求めに応じ宅地造成事業に係る工事を施行する者をいう。

(適用事業)

第 3 条 この要綱は、面積が1,000㎡以上の宅地造成事業について適用する。ただし、面積が1,000㎡未満の宅地造成事業であっても計画的に複数回にわたって宅地造成事業を実施する場合で、当該実施後の面積が1,000㎡以上となるとき又は建築物の増築等により土地の区画形質の変更がある場合で、当該変更後の面積が1,000㎡以上となるときは、適用する。

2 前項の規定は、次に掲げる宅地造成事業には、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体等が行う宅地造成事業
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項又は第 2 項に規定する開発行為である宅地造成事業及び岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（平成12年岐阜県規則第44号）第 3 条に規定する土地開発事業である宅地造成事業
- (3) 前号の法令等においてその規定により適用除外となっている宅地造成事業
- (4) 1 区画で自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う宅地造成事業

(市長との協議)

第 4 条 工事主は、この要綱の適用を受ける宅地造成事業を計画した場合は、あらかじめ、市長に宅地造成事業協議書を提出し、その計画の概要について協議するものとする。

2 工事主は、宅地造成事業の計画を定めるに当たり、あらかじめ地域住民の利害関係

者と調整を図り、承諾を得ていること。

(工事の着手及び完了)

第5条 工事主は、市長と緊密な連絡を保ち宅地造成事業を施行するものとする。

2 工事主は、市長との宅地造成事業の協議成立後、設計等を変更し、又は事業を廃止し、若しくは中止しようとする場合は、事前に市長と協議するものとする。

3 工事主は、市長との宅地造成事業の協議成立後、工事に着手するものとする。この場合において、工事主は、工事着工報告書を市長に提出するものとする。

4 工事主は、工事が完了した場合は、工事完了報告書に完成写真及び完了平面図を添付して市長に提出するものとする。

(市民の安全確保等)

第6条 工事主及び工事施工者は、宅地造成事業の施行に当たって宅地造成事業区域とその周辺地域における災害及び、公害の防止について、適切な措置を講じるとともに、文化財及び自然環境の保全に努めるものとする。

(公共施設の施工)

第7条 工事主は、宅地造成事業区域に必要な公共施設又は公益施設について、市長と協議により整備が必要な場合は、工事主において整備するものとする。

(公共公益施設等の整備)

第8条 工事主は、第4条第1項に定める市長との協議において公共施設又は公益施設の整備充実を要すると決定した場合は、別に定める基準により、その施設の整備充実に必要な土地等を提供するものとする。

(被害の補償)

第9条 工事主は、宅地造成事業の施行に伴って生じた被害については、その補償の責を負うものとする。

(要綱の遵守義務)

第10条 工事主は、この要綱並びにこれに基づく協議により定めた事項を誠実に遵守し、宅地造成事業を達成するものとする。

(協議成立の取消し)

第11条 市長は、工事主が宅地造成事業の協議成立後2年を経過しても工事に着手しない場合は、成立した協議を取り消し、又は工事主との協議により事業を延期させるものとする。

(施設基準その他)

第12条 この指導要綱の実施については、別に施設基準を定めるとともに、規定のない事項は市長と工事主が協議して要否・程度を決定するものとする。

附 則

この要綱は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月25日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年8月7日)

この要綱は、公布の日から施行する。

○中津川市宅地造成事業指導委員会設置要綱

(昭和47年8月1日)

改正	昭和58年4月1日	平成13年4月1日	平成28年3月28日
	昭和60年4月1日	平成15年3月31日	平成31年3月29日
	昭和63年6月1日	平成21年10月1日	令和元年11月28日
	平成4年7月1日	平成23年4月1日	令和5年3月31日
	平成8年3月29日	平成24年4月2日	令和6年3月29日
	平成11年1月25日	平成26年4月1日	令和7年3月25日
	平成12年4月1日	平成26年11月4日	

(設置)

第1条 中津川市宅地造成事業に関する指導要綱(昭和47年8月1日施行)第4条に基づき造成主より提出された宅地造成事業協議書を審査するため、中津川市宅地造成事業指導委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を統轄する。

2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、造成主を委員会又は現地協議に出席させ、説明を求めることができる。

2 委員長は、宅地造成事業の協議において必要に応じ、市長、副市長及び関係部課長の意見並びに助言を得ることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、受付担当課においてこれを行う。

2 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく届出、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為許可申請及び岐阜県土地開発事業の調整に関する規則(平成12年岐阜県規則第44号)に基づく申出等に伴う県知事への意見書の進達もこの要綱によることができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年6月1日)

この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則(平成4年7月1日)

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年 1 月25日抄）
（施行期日）

1 この要綱は、平成11年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 4 月 1 日）

この要綱は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 4 月 1 日抄）

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月31日）

この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年10月 1 日）

この要綱は、平成21年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 1 日）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 4 月 2 日）

この要綱は、平成24年 4 月 2 日から施行し、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成26年 4 月 1 日）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年11月 4 日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月28日）

この要綱は、令和元年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○中津川市宅地開発事業指導審査会設置要綱

(昭和63年8月8日決裁)

改正	平成8年3月29日	平成23年4月1日	令和元年11月28日
	平成11年1月25日	平成24年4月2日	令和5年3月31日
	平成12年4月1日	平成26年4月1日	令和6年3月29日
	平成13年4月1日	平成26年11月4日	令和7年3月25日
	平成15年3月31日	平成28年3月28日	
	平成21年10月1日	平成31年3月29日	

(設置)

第1条 本市における宅地開発事業について適確な事務処理及び関係部課等との調整を図るため、中津川市宅地開発指導審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。

2 会長、副会長及び審査員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、審査会を総理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第4条 審査会は、必要に応じ、会長が招集する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、受付担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年8月8日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月25日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月2日)

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年4月1日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月4日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月28日）

この要綱は、令和元年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

○中津川市宅地造成事業指導要綱施設基準

(昭和60年4月1日決裁)

改正	平成8年3月29日	令和5年8月7日
	平成11年1月25日	令和6年2月13日
	平成13年3月30日	令和6年6月1日
	平成31年3月29日	令和7年10月1日

1 総則

(1) 趣旨

この施設基準は、中津川市宅地造成事業に関する指導要綱（昭和47年8月1日施行）第4条の規定に基づく宅地造成事業の協議に必要な事項等を定めるものとする。

(2) 準用規定

この施設基準において定めのない事項は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条による「開発許可基準」、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条による「技術的基準」及び岐阜県土地開発事業の適正化に関する指導要綱による「土地開発事業指導基準運用要領」を準用するものとする。

(3) 災害の防止

(ア) 工事主及び工事施工者は、工事の施工に当たり、防災工事（仮設工事を含む）を先行して、土砂崩れ・土石流出等による被害を及ぼすことのないよう措置するものとする。

(イ) 工事主は、工事を廃止又は、中止（一時中止を含む）しようとする場合は、当該工事の廃止又は中止に伴う災害の防止並びに自然の回復その他必要な措置を講じると共に、市長に申し出て協議するものとする。

(4) 土地利用計画との適合

工事主は、宅地を造成しようとする地域が本市土地利用計画に適合しているかどうかを検討すると共に建物のデザイン、色彩についても周囲の景観に配慮し、敷地内に木や花を植える等、より良い環境と景観形成に努めるものとする。

(5) 公害等の防止

(ア) 水質の保全

工事主は、宅地造成事業により生ずる汚濁水について、宅地造成事業区域内に必要な施設を設け、浄化して放流先河川の水質の保全に努めなければならない。

(イ) 騒音等の防止

工事主及び工事施工者は、宅地造成事業により発生する騒音・振動・砂じん等について、附近住民の日常生活に迷惑を及ぼさないよう発生の防止に努めるとともに、周辺住民に対して作業の内容・作業期間並びにそれらの防止対策等を説明し、周知させるものとする。

(ウ) 日影対策

工事主は、宅地造成事業区域内に建築物を建築する場合、日影の妨げとならないよう措置するものとする。

(エ) 電波障害

工事主は、宅地造成事業によりテレビ等に電波障害が発生するおそれのある場合は、事前に調査を実施し必要な措置を講じるものとする。

(6) 自然環境の保全

工事主は、宅地造成事業区域を含む周辺の地域における自然環境の保全をはかるため、努めて現状の樹林・池等自然的な環境を保全するものとし、特に宅地造成事業により生じた法面には、張芝・植樹等を施し風致を損わないようにし、自然を享受できるよう考慮するものとする。

(7) 農林水産業対策

工事主は、宅地造成事業によりかんがい用水に支障を及ぼし、農林水産業に悪影響を与えるおそれがある場合には、これらを未然に防止するために必要な施設を設置すると共に利害関係者に対して防止対策を説明し、周知させるものとする。

(8) 文化財の保護

工事主は、宅地造成事業区域内において埋蔵文化財を確認したときは、市長並びに関係機関と協議し、発掘・調査・保存等について協力すること。なお、工事主はそれに要する費用を負担するものとする。

(9) 宅地造成事業完了後の土地の管理

工事主は、宅地造成事業により完成した土地の管理については、附近住民に迷惑の掛らぬように維持管理すること。なお、宅地造成事業に伴って生じた被害等は、一切を工事主の責任において処理するものとする。

2 造成に関する事項

(1) 盛土高は、15m以内とすること。

(2) 切盛土高が5mを超える場合は、高さ5m以内ごとに幅2m以上の小段を設け、排水のため適当な横断勾配をつけ排水溝を設けること。この小段が3段以上連続する場合は、3段目の幅は5m以上とすること。(図—1)

(ア) 切土法面勾配については、 $1 : 1.5$ ($33^{\circ} 41'$) 以下とし適当な植生を行うこと。

(イ) 盛土法面勾配については、 $1 : 1.8$ ($29^{\circ} 03'$) 以下とし適当な植生を行うこと。

(ウ) 法面勾配で、他の法令等に基づく許認可のある場合には、その法令等に基づくことができる。

(3) 宅地法面は、30度未満とし、植生等にて保護すること。また、宅地法面が1mを超えるものについては、原則として擁壁で保護すること。

(4) 擁壁には、その裏面の排水をよくするため、 3 m^2 以内毎に1個の割で内径75mm以上の塩ビ管その他これに類する耐水材料を用いた水抜き穴が設けられていること。

(5) 練積み造の擁壁の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法第13条の規定を準用するものとするが、標準的な練積み造については、図—2・表—1・表—2を参考とすること。また、胴込めにコンクリートを用いて充填するコンクリートブロック練積み造の擁壁については、昭和40年6月14日付建設省告示第1485号によること。

(6) 設置する擁壁の上部が切土又は、盛土によるがけとなる場合は図—3のとおり、擁壁天端より盛土にあっては2m以上、切土にあっては床掘線と擁壁天端をとおる水平面との交点までの間を水平地盤とすること。また、水平地盤面には、排水施設等を設置すること。

(7) 高さ2mを超える擁壁は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定による確認を受けること。

(8) 擁壁の高さが5mを超える場合は、鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造とすること。ただし、逆T型擁壁が6mを超える場合は控え擁壁とする。

表—1

土質		擁 壁				
		勾 配 (度)	高 さ (m)	上端部分 の厚さ (c m)	下端部分 の厚さ (c m)	根入の深さ (c m)
第一種	岩、岩屑、 砂利又は 砂利まじり砂	70を超え 75以下	2 以下	40以上	40以上	高さの15／100 かつ35以上
			2 を超え 3 以下	同	50同	同
		65を超え 70以下	2 以上	同	40同	同
			2 を超え 3 以下	同	45同	同
			3 を超え 4 以下	同	50同	同
		65以下	3 以下	同	40同	同
			3 を超え 4 以下	同	45同	同
			4 を超え 5 以下	同	60同	同
第二種	真砂土、 関東ロー ム、硬質 粘土、そ の他これ らに類す るもの	70を超え 75以下	2 以下	同	50同	高さの15／100 かつ35以上
			2 を超え 3 以下	同	70同	同
		65を超え 70以下	2 以下	同	45同	同
			2 を超え 3 以下	同	60同	同
			3 を超え 4 以下	同	75同	同
		65以下	2 以下	同	40同	同
			2 を超え 3 以下	同	50同	同
			3 を超え 4 以下	同	65同	同
			4 を超え 5 以下	同	80同	同
		第三種	その他の 土質	70を超え 75以下	2 以下	70以上
2 を超え 3 以下	同				90同	同
65を超え 70以下	2 以下			同	75同	同
	2 を超え 3 以下			同	85同	同
	3 を超え 4 以下			同	105同	同
65以下	2 以下			同	70同	同
	2 を超え 3 以下			同	80同	同
	3 を超え 4 以下			同	95同	同
		4 を超え 5 以下	同	120同	同	

(参考) 高さを1とした勾配の比	65度	1 : 0.47
	70度	1 : 0.37
	75度	1 : 0.27

表— 2

擁壁の高さ	透水層の厚さ	
	上層	下層
2 m以下	20cm	30cm
2 m～3 m	25cm	40cm
3 m～4 m	25cm	45cm
4 m～5 m	30cm	50cm
5 m以上	30cm	50cmに擁壁の高さ 5 mを 1 m以下を増すごとに10 cmを加える

法 面 保 護

表— 3

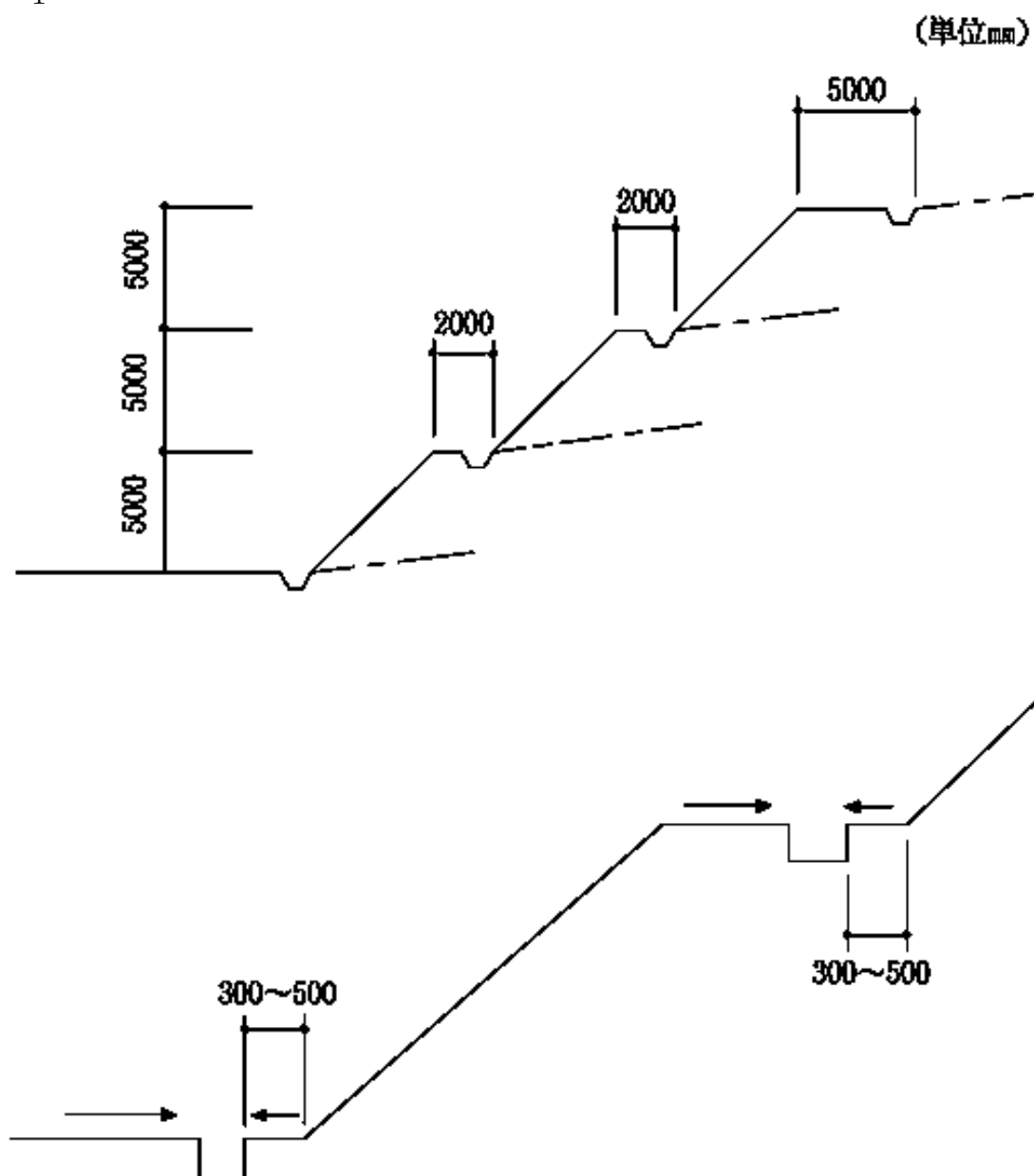
土 質	切土部分	盛土部分
粘 土	部分客土、植生工、ブロック 張工、ブロック積工	土羽工を設ける場合 全面植生工、植生芝工 土羽工を設けない場合 部分客土、植生工、ブロック張工
粘性土	やわらかい場合 全面植生工 かたい場合 部分客土植生工 ブロック張工 ブロック積工	やわらかい場合 全面植生工、植生芝工 かたい場合 土羽工を設ける 全面植生工、植生芝工 土羽工を設けない 部分客土植生工、ブロック張工
砂質土	ゆるい場合 全面植生工 かたい場合 部分客土植生工 ブロック張工 ブロック積工	土羽工を設ける場合 全面植生工、植生芝工 土羽工を設けない場合 編柵工を併用した全面植生工
砂	法枠工に普通工を詰めて全 面植生工	土羽を設け全面植生工、植生芝工
れき質土	ゆるい場合 たね吹付工 かたい場合 のり枠工、石積工	

表— 4

土 質	単位体積重量 (t / m ³)	土圧係数
砂利又は砂	1. 8	0. 35
砂質土	1. 7	0. 40
シルト・粘土を多量に含む土	1. 6	0. 50

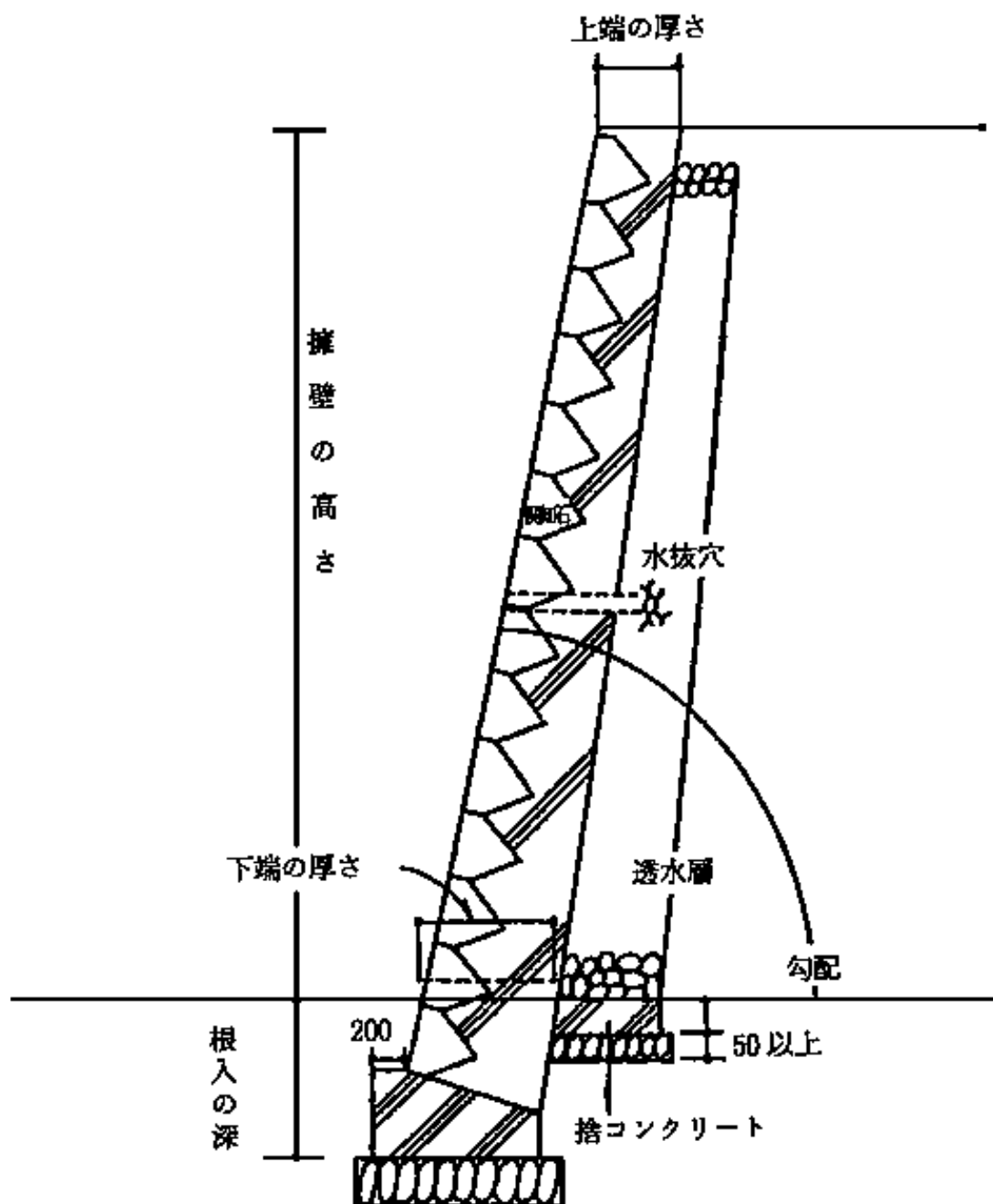
土 質	摩擦係数
岩、岩屑、砂利又は土	0. 5
砂質土	0. 4
シルト・粘土を多量に含む土	0. 3

図— 1

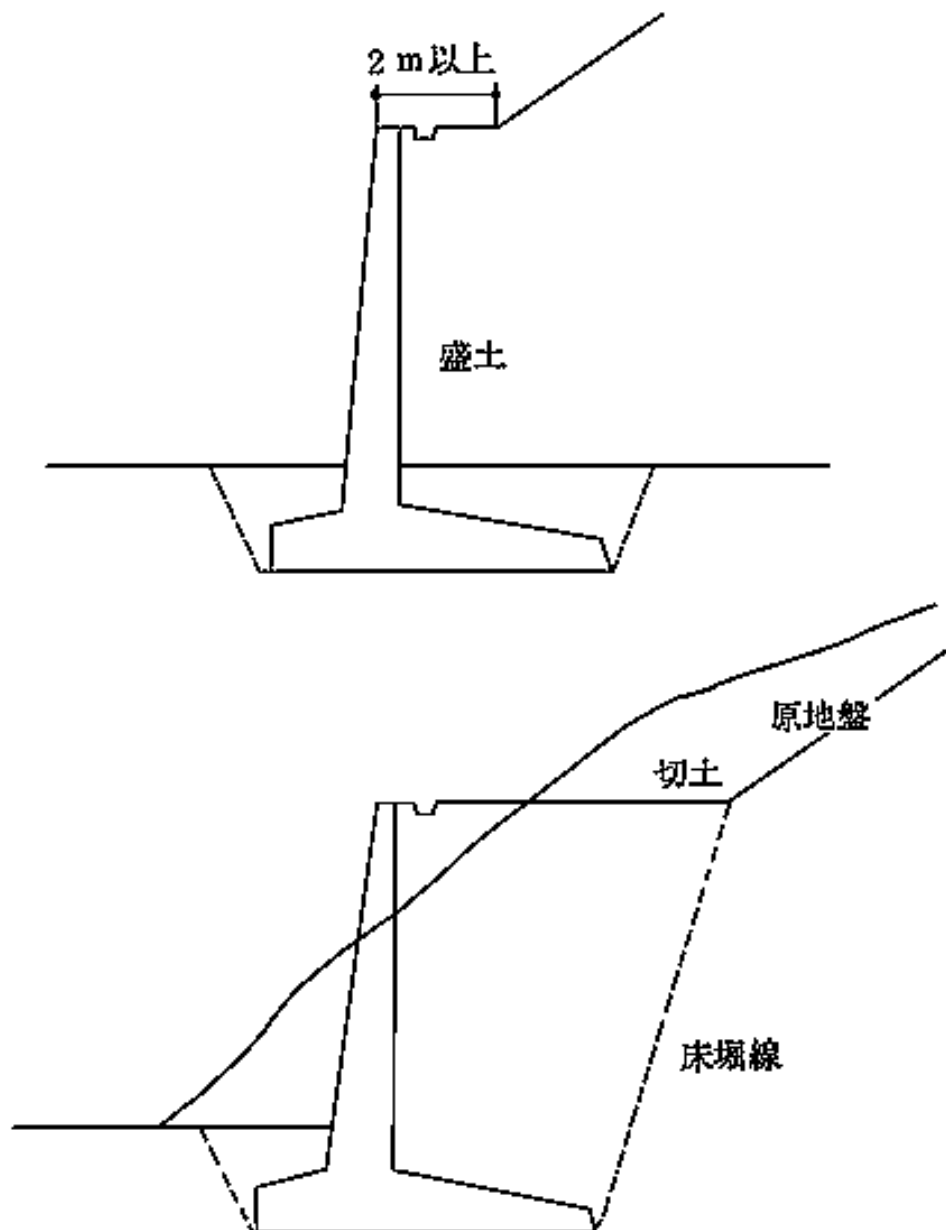


図—2

(単位mm)



図—3



3 道路に関する事項

(1) 道路計画

宅地造成事業区域及びその周辺の道路網は、土地利用計画に基づき交通の質と量、自動車及び歩行者の交通動態を推定し、総合的に計画するものとする。また、工事主は宅地造成事業区域内或は、隣接して都市計画の決定された道路若しくは、予定される道路又は、新設・改良を要する道路がある場合は、それに適合するように計画をたてるものとする。

(2) 道路の構造

(ア) 道路の設計で、この基準に定めのない事項はすべて道路構造令（昭和45年政令第320号）により施工するものとする。

(イ) 宅地造成事業により設けられる道路は、密粒アスファルト以上で全面舗装を行うものとする。（コンクリート舗装については別途協議によるものとする。）

- (3) 道路の排水施設
- (ア) 道路側溝は、溝巾25cm以上の下記を標準とする。
- * 場所打U型側溝（国土交通省タイプ）
 - * 鉄筋コンクリートU型（落とし込みタイプ、J I S 1 種・2 種規格品）
 - * L型側溝（鉄筋使用のJ I S 規格品で溝巾25cm以上）
- (イ) 基礎材は、土質に応じて考慮するものとする。ただし、J I S 規格品使用の場合は、コンクリート基礎とし厚さ10cm以上とする。
- * 栗石基礎は、厚さ15cm以上とし目潰砂利を入れて充分転圧すること。
 - * 碎石基礎は、厚さ10cm以上とし充分転圧すること。
 - * コンクリート基礎は、厚さ10cm以上とすること。
- (4) 道路の安全施設等
- (ア) がけ面（法面30°以上）で路面より敷地までの高さが1.5mを超える場所にはガードレールを設置するものとする。
- (イ) 見通しの悪い交差点及び曲線部には、カーブミラー等を設置し安全確保に努めること。
- (5) その他
- (ア) 位置指定道路を設ける場合は、この基準のほか建築基準法による道路の位置の指定基準を準用するものとする。

4 公園等に関する事項

- (1) 宅地造成事業区域には、環境の保全・災害防止・非常時における非難及び居住者のレクリエーション及び花と緑を取り入れた快適な環境形成等の用に供するため、適当な規模の公園・緑地・広場が有効に利用し得るよう配置されていること。
- (2) 主として住宅の建築に供する宅地造成事業区域の面積が3,000㎡以上の場合にあつては、その面積の3%以上を確保するものとし、その他も可能な限り確保に努めるものとする。
- (3) 立地条件
- (ア) 公園等は、低湿地・高圧送電線下・その他利用に支障及び危険となる場所は避けるものとする。
- (イ) 公園等を設置する土地が斜面である場合は、その勾配が10度を超えないこと。ただし、児童遊園・児童公園は、平地とする。
- (ウ) 公園等は、宅地造成事業の規模に応じて適切な配置をするとともに、防災上自然地として保護する必要のある用地については、緑地として保全するものとする。
- (4) 公園及び境界で、車道・法面等危険と思われる箇所にはフェンスの設置をするものとする。

5 集会施設に関する事項

- (1) 工事主は、宅地造成事業区域住民のコミュニティの場として表―5に示す敷地を確保すると共に、集会施設を設置しなければならない。おおむね100戸に1カ所を原則とする。なお、配置規模等計画については、あらかじめ地元説明会において、協議し調整を図って設置するものとする。

表―5

計画戸数	敷地面積	施設面積
50戸以上100戸未満	250㎡	100㎡
100戸以上150戸未満	325㎡	130㎡
150戸以上200戸未満	450㎡	180㎡

- (2) 集会施設には電灯・水道・便所・物置及び炊事施設を備えるものとする。
- (3) 集会施設の維持管理は、工事主の責任において行うものとする。

6 清掃施設に関する事項

- (1) 工事主は、宅地造成事業区域内の環境衛生上並びに、交通安全上支障がなく、一般廃棄物(ゴミ)収集車が容易に横付けできる道路に面した場所を選んで設置するものとする。
- (ア) 住宅建設を目的とする宅地造成事業で、住宅戸数が20戸以上の団地計画については、規模・構造等表―6を標準とし、位置等協議により設置するものとする(可燃物のみ。不燃資源については規模50戸に1ヶ所)。

表―6

建物の種類	規模	構造
独立住宅	20戸に1ヶ所(7㎡以上)	土間(床)コンクリート打囲い、 コンクリートブロック積H=1.0m
連棟住宅	30戸に1ヶ所(7㎡以上)	〃

- (2) 住宅戸数20戸未満の団地計画の一般廃棄物については、不燃物・可燃物・資源物に分けて近くの収集場所へ、地区の規定を調査し協議のうえ持出しするものとする。
- (3) この他の事項等については、別途協議によるものとする。

7 消防水利に関する事項

- (1) 宅地造成事業区域内には消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)により、消防水利の施設を設けるものとする。
- (2) 消防水利
消火栓・防火水槽・河川等
- (3) 消防水利は常時貯水量が40m³以上又は取水可能水量が毎分1m³以上でかつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。
- (4) 消火栓は呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の管に取り付けられていなければならない。ただし、管網の一边が180m以下となるように配管されている場合は、管網の管の直径を75mm以上とすることができる。
- (5) 前号の規定にかかわらず、解析及び実測により、取水可能水量が毎分1m³以上であると認められるときは、管の直径を75mm以上とすることができる。この場合において、消火栓の位置その他の消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。
- (6) 消防水利は次の各号に適合すること。
 - (ア) 地盤面からの落差が4.5m以下であること。
 - (イ) 取水部分の水深が0.5m以上であること。
 - (ウ) 消防ポンプ自動車容易に部署でき、停車した状態が水平であること。
 - (エ) 吸管投入孔のある場合はその一边が0.6m以上であること。
 - (オ) 消防水利は、宅地造成事業区域内の防火対象物から、一の消防水利に至る距離は、用途地域及び平均風速に応じて、それぞれ表―7に掲げる数値以下となるように設けられていること。

表－ 7

平均風速		年間平均風速が 4メートル毎秒 未満のもの	年間平均風速が 4メートル毎秒 以上のもの
用途地域			
市街地及び 準市街地	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100m以下	80m以下
	その他の用途地域及 び用途地域の定めら れていない地域	120m以下	100m以下
市街地及び準市街地以外の地域でこれ に準ずる地域		140m以下	

(カ) 防火水槽には、危険防止のため蓋又は防護柵（H＝1.5m以上）があって、常に満水状態で維持できる補給設備と消防水利の標識が設けられていること。

(キ) 消防水利は、常時使用できる状態で管理されていること。

(ク) 消火栓を設置する用地は、維持管理上原則として1.0㎡以上確保されていること。

(7) 消防車の宅地造成事業地への進入幅については、次のとおりとする。

(ア) 消防車の進入幅は、敷地に接続する道路（前面道路）の幅員に応じて、表－8に定める幅員以上を確保するものとする。ただし、進入幅については、消防水利の位置等によって協議するものとする。

表－ 8

単位：m

道路幅員 (有効)	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	10.5
進入口	10.5	10.0	9.0	8.0	7.0	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0

(8) その他この基準に定めのない事項については、「中津川市消防本部宅地造成に関する指導要領」によるものとする。なお、消防水利の設置場所及び管理方法等については、消防本部並びに環境水道部と協議して必要な手続きをするものとする。

8 生活雑排水等の汚水処理に関する事項

工事主は、生活排水（し尿及び日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等の汚水）については、合併処理浄化槽（処理能力BOD20mg/ℓ以下）を設置処理するものとする（公共下水道等に接続する場合を除く。）。ただし、生活雑排水等（し尿を除くその他の排水）のみ放流する場合にあっては、次の基準により生活雑排水等の処理施設等を設置し、当該処理施設が良好な状態で維持管理されるよう図るものとする。

(1) 生活雑排水等は雨水等と分離し、環境衛生上支障がない河川等に排水すること。なお、排水については、事前に河川管理者及び、下流水利関係者等と協議し、地区の承諾を得るものとする。

(2) 工事主は、宅地造成事業を行って建築物を建築する場合表－9に掲げる用途のものを対象として、汚水の処理方法・施設の容量は、表－9により次のとおり算定した値とする。

- (ア) 建築物から排水される汚水量は、表―9により算出した値とする。
 (イ) 簡易沈殿方式の施設の容量は、次式より算定した容量以上のものを設置するものとする。

$$V = \frac{Q}{T} \times t$$

V：沈殿槽の容量（l）

Q：1日平均汚水量（総排水量）

T：給水時間

t：滞留時間（営業用は4時間、一般用は2時間）

- (ウ) 生物処理方式による放流水質（BOD）が、表―9に定める処理方式のうち簡易沈殿又は、生物処理の場合60ppm以下、生物処理の場合30ppm以下となるような構造及び容量をもつ施設を設置するものとする。

表―9

用 途	対 象	給水時間	処理対象人員 (A)	平均汚水量 (B)	基準 (C)	処理方式	
						簡易沈殿又は生物処理	生物処理
飲食店	延客従業員	h 10	人/m ² 0.3	1/日・人 150	営業面積	100m ² 未満	100m ² 以上
喫茶店	〃	12	〃	100	〃	すべて該当	
キャバレー・バー	〃	6	〃	90	〃	〃	
旅 館	泊客	10	0.1	160	居室面積	300m ² 未満	300m ² 以上
ホテル	〃	〃	〃	300	〃	〃	〃
合宿所 簡易 宿泊所	〃	8	0.3	160	〃	すべて該当	
共同住宅	算定人員	12	注1	200	算定処理 対象人員	50人以下	51人以上
集合住宅 (分譲住宅)	〃	〃	人/戸 5	〃	世帯数	10世帯未満	10世帯以上
一般住宅 (戸建住宅)	〃	〃	〃	〃	世帯	5人を標準 3槽式200L 以上	

注1：3.5人／戸、居室数が2を超える場合は1居室ごとに0.5人加算する。

備考 (1) 総排水量（Q）の算定方法

$$Q（1／日）＝（A）×（B）×（C）$$

(2) 旅館は、共同バスで、ホテルは、個人バスとする。

(3) 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室。ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

(3) 産業用油脂類等使用する工場については、4槽以上で滞留時間が4時間以上の能力を有する油水分離槽を設置し、維持管理を行うものとする。

(4) 工事主は、処理施設等により処理した放流水については、農業用水及び地下水等が汚染されることのないよう図るものとする。

- (5) 下水道処理対象区域内で宅地造成事業を行う場合は、市の下水道計画に適合させ、下水道法（昭和33年法律第79号）その他関係法令及び下水道施設基準並びに本市下水道施設基準に準拠して設計協議するものとする。
- (6) この基準に定めのない事項については、「生活雑排水に係る排水処理施設設置指導要領」によるものとする。

9 排水施設に関する事項

(1) 排水計画

- (ア) 排水計画については、事前に河川管理者及び下流水利関係者と協議のうえ、その指示を受けるとともに承諾を得るものとする。
- (イ) 宅地造成事業区域内の排水は河川その他公共の用に供している排水路に接続するものとするが、放流に当たっては、当該河川管理者と協議し、必要に応じ河川等の改修をするものとする。また、雨水貯留槽等を築造した場合の竣工後の維持管理は工事主において行うものとする。

- (2) 排水施設の断面等の決定に当たっては、表—10の基礎数値を使用するものとする。

- (ア) 計画雨水量の算定方法は合理式を標準とする。

$$Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q：計画雨水量（ $\text{m}^3/\text{s e c}$ ）

I：降雨強度 134mm/h r

C：流出係数（下表による）

A：流域面積（h a）

表—10

地表の状態	現 況				造成地
	平坦な農地	優良な林地	普通林地 択伐林地	皆伐地 優良な草地	裸地・荒廢地 宅地造成区域内
流出係数	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0

- (イ) 流量の計算は次の式のいずれかを用いるものとする。

・マニング式 $Q = A \times V$ $V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$

・クッター式 $Q = A \times V$

$$V = \frac{23 + \frac{1}{n} + \frac{0.00155}{I}}{1 + (23 + \frac{0.00155}{I}) \times \sqrt{\frac{n}{R}}} \times \sqrt{R \times I}$$

Q：流量（ $\text{m}^3/\text{s e c}$ ） A：流水断面積（ m^2 ）

V：流速（ $\text{m}/\text{s e c}$ ） P：流水潤辺長（m）

R：径深 $\frac{A}{P}$ （m） I：勾配（小数又は分数）

n：粗度係数

一般河道

=0.030～0.035

急流河川及び川幅が広く水深が浅い河川

=0.040～0.050

三面張水路

=0.025

コンクリート人工水路	=0.014~0.020
コンクリート管及びU字溝（コンクリート二次製品）	=0.013
U型水路（現場打ちコンクリート）	=0.015
組立水路	=0.025~0.033
両岸石張水路（泥土床）	=0.025
塩ビ管	=0.01

（ウ） 断面決定に当たっては、 $V = 5 \text{ m/s}$ 未満の場合開渠1.5以上、暗渠2.0以上とし、 $V = 5 \text{ m/s}$ 以上の場合開渠・暗渠共に2.0以上の安全率を必要とする。

（3） 雨水、その他の表流水の排水は開渠とし、その他汚水は暗渠を原則とする。

10 橋梁に関する事項

- （1） 橋の設計荷重は20 t 以上とし交通量がきわめて少ない場合は協議により14 t 以上とすることができる。
- （2） 橋の幅員構成等の構造規格は道路構造令による。また、設計計算は、道路橋仕方書によるものとする。
- （3） 橋の位置等計画は、河川管理者と十分協議して定めるものとする。

11 給配水に関する事項

- （1） 給水施設の設計及び施工に当たっては、規模・地形・予定建築物の用途・配置等を勘案して、規定される需要を満たす能力並びに、構造の施設が計画されていること。
- （2） 工事主は、公営水道から給水する場合は、協議により宅地造成事業に伴う水道供給協定書及び水道布設工事委託契約並びに布設工事委託契約の締結により行うものとする。なお、前記による給水装置の設置については、協議により中津川市水道事業給水条例（平成9年中津川市条例第21号）第9条の規定に基づき施工するものとする。

12 街路灯に関する事項

- （1） 宅地造成事業区域には、防犯のため適所に街路灯を設けるものとする。
- （2） 設置場所は区域内の道路に沿って50m以内と、交差点・公共施設の附近とする。
- （3） 街路灯の維持管理については、工事主の責任において行うものとする。

附 則

この施設基準は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日）

この施設基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日決裁）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月7日）

この基準は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月13日）

この基準は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月1日）

この基準は、決裁の日から施行する。

附 則（令和7年10月1日）

この基準は、令和7年10月1日から施行する。

○中津川市宅地造成事業指導要綱施設基準の運用について

(昭和60年3月30日決裁)

改正 平成8年3月29日 平成11年1月25日

1 宅地造成事業計画

- (1) 事業計画は、宅地造成事業区域を含む周辺の地域における自然環境の保全、公害及び災害の防止並びに文化財の保護に対する具体的対策が講ぜられているものであること。
- (2) 事業計画は、農林漁業、地域産業、その他地域社会との調和が保たれるとともに、地域住民の福祉向上に対する貢献度の高いものであること。
- (3) 事業計画は、宅地造成事業の施行に伴い必要となる公共施設又は公益施設の整備について市の財政に影響を及ぼさないよう造成主の経費負担について適切な配慮がなされていること。
- (4) 造成主は、公共下水道整備区域の内外を問わず、汚水処理については、特別な配慮がなされていること。

2 計画協議の指導基準

1) 宅地造成事業に関する構想又は計画に対する適合性

- (1) 次に掲げる計画の対象地域の整備発展の基本的方向に反するものでないこと及びこれらの計画に定められた土地利用区分等からみて、明らかに、不適当でないものであること。
 - (ア) 市における基本構想計画
 - (イ) 都市計画区域、農業振興地域、地域森林計画区域、自然環境保全地域及び自然公園区域等に係る土地利用計画
- (2) 次に掲げる区域を含まないか、その指定の趣旨に反しないものであること。
 - (ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域
 - (イ) 国の直轄、国又は県市の補助若しくは、融資に係る農林業に関する事業の実施区域及び土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良計画樹立区域
 - (ウ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく国定公園の特別地域並びに岐阜県立自然公園条例（昭和39年岐阜県条例第45号）に基づく県立公園の特別地域
 - (エ) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安施設（保安林、保安施設地区）
 - (オ) 砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域及び岐阜県建築基準条例（平成8年岐阜県条例第10号）に基づく災害危険区域
 - (カ) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）に基づく鳥獣保護区の特別保護区域
 - (キ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び県文化財保護条例に基づく指定地域並びに周地の埋蔵文化財包蔵地
 - (ク) その他諸法令等に関連するもの

2) 公共施設及び公益施設の整備計画に対する適合性

- (1) 宅地造成事業の施行によって次に掲げる公共施設若しくは公益施設に対する整備計画があるか、又は、造成主において、整備を行う適正な計画を有しているものであること。
 - (ア) 交通に係る施設
 - (イ) 遊園地、緑地、集会所等の施設
 - (ウ) 上水道、簡易水道等の水道施設

- (エ) ごみ等の廃棄物収集施設
- (オ) 消防施設
- (カ) その他の公共施設及び公益施設

3) 自然環境の保全等

- (1) 貴重な自然植生の減少又は、改変が明らかに著しいものでないこと。
- (2) 貴重な動物の生息環境が明らかに著しく悪化するものでないこと。
- (3) 宅地造成事業区域外の周辺地域の自然環境との調和を図ることが明らかに困難なものでないこと。
- (4) 用水の水源に明らかに悪影響を及ぼすおそれのあるものでないこと。
- (5) 宅地造成事業区域周辺の人家及び住民に対して危害の生ずるおそれのあるものでないこと。
- (6) 宅地造成事業が、起因して発生する汚水、廃棄物、大気汚染、騒音、振動、悪臭等により宅地造成事業区域及びその周辺の地域の生活環境を明らかに悪化させるおそれのあるものでないこと。
- (7) その他、宅地造成事業の実施によって、当該地域及び周辺地域に重大な支障を与えないものであること。

4) 地元説明会の開催

造成主は、宅地造成事業の計画を定めるに当たり、あらかじめ事業区域関連住民の利害関係者等と調整をはかるために、事業計画に関して事前に地元説明会を実施し承諾を得ておかなければならない。

○中津川市ゴルフ場等大規模開発事業指導審査会設置要綱

(平成2年8月31日)

改正	平成8年3月29日	平成23年4月1日	令和元年11月28日
	平成11年1月25日	平成24年4月2日	令和5年3月31日
	平成12年4月1日	平成26年4月1日	令和6年3月29日
	平成13年4月1日	平成26年11月4日	令和7年3月25日
	平成15年3月31日	平成28年3月28日	
	平成21年10月1日	平成31年3月29日	

(設置)

第1条 本市におけるゴルフ場等大規模開発事業について適確な事務処理及び関係部課等との調整を図るため、中津川市ゴルフ場等大規模開発事業指導審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。

2 会長、副会長及び審査員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、審査会を総理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第4条 審査会は、必要に応じ、会長が招集する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、受付担当課において処理する。

(審査の確認)

第6条 会長は、審査の結果を、市長、副市長及び関係部長に報告し、土地利用計画を確認するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年1月25日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日抄)

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日決裁)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月1日)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月2日)

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日）
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月4日）
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日）
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月28日）
この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日）
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

中津川市宅地造成事業協議書の提出について

1. 宅地造成事業指導委員会の開催

宅地造成事業(事前)協議書は、毎月10日(土日祝日の場合は翌開庁日)締切、その月の下旬(25日前後)に宅地造成事業指導委員会を開催。

2. 提出書類

宅地造成事業に関する事前確認書と『宅地造成事業(事前)協議書』・『設計説明書』・『権利関係調書』に下記の図面・資料等を添付して正本1部(施主に返却されます)及び副本1部、正本のCDデータ(連結させた一連のPDFファイル)を持参し、直接管理課へ提出すること。

※注意事項

- (1) 事前確認書等により申請土地の法規制等を事前に事業者自ら十分に調査し、申請用途との整合性が図られた事業であること。
- (2) 中津川市宅地造成事業に関する指導要綱第4条第2項の規定により、承諾を既に得た事業であること。

3. 添付図面・資料

図面の種類	明示すべき事項・特記事項	縮 尺	備 考
(1)位置図	区域(位置)の表示	1/10,000以上	
(2)区域図	区域(位置)の表示(住宅地図可)	1/2,500 以上	
(3)現況図	区域の表示、地形・境界周辺施設等の表示	1/1,000 以上	
(4)土地利用計画図	区域の表示・施設の位置及び形状・建築物の配置・切土(茶)・盛土(緑)の着色表示	1/1,000 以上	
(5)造成計画平面図	同上(4)と兼ねてもよい。	1/1,000 以上	
(6)造成計画断面図 ・断面詳細図	区域の表示、切盛土前後の地盤表示、切盛土の着色表示、断面詳細図は縦横3ヵ所程度	1/ 200 以上	
(7)道路平面・断面 ・詳細図	区域の表示、道路位置の指定申請同等図面	1/ 500 以上	
(8)給排水施設計画図	区域及び対象施設の表示、給排水方法	1/1,000 以上	
(9)消防水利計画図	区域及び対象施設の表示、到達距離表示、構造図	1/1,000 以上	
(10)がけ断面図	擁壁の寸法及び勾配・材種・裏込めコンクリートの寸法・透水路の寸法等表示	1/1,000 以上	
(11)公図写(法務局)	区域の表示、権利者・隣接土地所有者及び地目表示、大字・字界の表示		
(12)防災工事計画図	必要に応じ添付		
(13)計画雨水量の区域図 (放流先の上流区域含む)	雨量計算書、流域区域図、排水計画書		

図面の種類	明示すべき事項・特記事項	縮 尺	備 考
(14) 承諾書並びに協議の写 (第11号～14号様式)	土地所有者・隣接土地所有者・利害 関係者及び自治組織代表者の		
(15) 土地の全部事項証明書	3ヶ月以内のもの		
(16) 敷地の丈量図			
(17) 誓約書(第5号様式)	工事中及び完成後の維持管理		
(18) 誓約書(第6号様式)	区画形質の変更3,000㎡未満の場合		
(19) 河川法に基づく許認可申 請等の写	制限行為申請等（許可は協議成立 後）		
(20) 道路法に基づく許認可申 請等の写	自費工事承認申請等（許可は協議成 立後）		
(21) その他個別法に基づく許 認可申請等の写			
(22) 現況写真(1部)			
(23) その他	協議に必要な書類		

4. 最終データの提出

宅地造成事業指導委員会で申請書類の追加や修正があった場合、「宅地造成事業に関する協議通知書」の受領時に、追加修正後の正本データ（連結させた一連のPDFデータ）を提出すること。

宅地造成事業に関する事前確認書

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所

氏名

[TEL() -]

宅地造成事業に伴う下記事項について、必要な手続き等確認しました。

1. 宅地造成事業の場所 中津川市

2. 宅地造成事業名

3. 規制区域等

(1) 都市計画区域 (内・外) 用途地域 ()

(2) 農振地域 (内・外) 地域内 (除外地・申請中)

(3) 農地 (田・畑・その他) 農地内 (許可済・申請中)

4. 地区説明会等了解事項 (○表示)

(1)区長() (2)隣接者() (3)抵当権者() (4)水利権者()

5. 道路等 (1) 接道名

(2) 占用等

6. 排水等 (1) 排水先河川等

(2) 占用等

7. 給水等 (1) 公営水道(既設径 新設径 給水径)

(2) その他

8. 処理施設等 処理対象人員 (集中 人、単独 人)

(1) 集中合併処理方式 (公共下水道・農業集落排水等)

(2) 雑排水 (簡易沈殿・生物処理)

(3) 合併浄化槽

(4) その他 ()

9. 消防水利 (1) 新設 () (2) 既設 ()

10. その他宅造区域内における法令等に基づく規制等

区 分	規制の有無	規制の種別	面積 (地番) ㎡
ア 土地改良計画樹立区域 (土地改良法)			
イ 国・県の補助、融資に係る農業事業の実施区域			
ウ 国・県の補助、融資に係る林業事業の実施区域			
エ 県立自然公園の特別地域 (岐阜県立自然公園条例)			
オ 県立自然公園の普通地域 (岐阜県立自然公園条例)			
カ 保安林 (森林法)			
キ 保安施設地区 (森林法)			
ク 保健機能森林の区域 (森林の保健機能の増進に関する特別措置法)			
ケ 地域森林計画対象民有林 (森林法)			
コ 河川区域、河川保全区域 (河川法)			
サ 災害危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法)			
シ 砂防指定地 (砂防法)			
ス 地すべり防止区域 (地すべり等防止法)			
セ 急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)			
ソ 鳥獣保護区内の特別保護地区 (鳥獣保護及狩猟に関する法律)			
タ 埋蔵文化財包蔵地 (文化財保護法、岐阜県文化財保護条例)			
チ 土採取規制区域 (岐阜県土採取規制条例)			
ツ 法定外道水路 (国有財産法)			
テ 建築物の色彩・境界部分の緑化 (中津川市景観条例及び景観計画)			
ト その他 (規制事項を具体的に記載すること。)			

宅 地 造 成 事 業 協 議 書

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所

氏名

〔TEL () ー 〕

中津川市宅地造成事業に関する指導要綱第 4 条の規定により、宅地造成事業計画の協議書（計画変更）を提出します。

記

1 宅地造成事業名(工事名)	
2 宅地造成事業区域の場所	
3 宅地造成事業区域の面積 及び予定建築物の用途	面積 m ² 用途
4 工事予定期間	宅地造成 成立の日から 年 月 日まで 建築物 成立の日から 年 月 日まで
5 工事設計者の住所氏名	住所 氏名 (TEL)
6 工事施工者の住所氏名	住所 氏名 (TEL)
7 工事管理者の住所氏名	住所 氏名 (TEL)
8 宅地造成事業区域における法令等に基づく規制等	用途地域()、農振地域、農地、 地域森林計画対象民有林、河川(保全)区域 砂防指定地、その他()
9 その他必要な事項	
※市受付印	摘要

備考 計画変更の場合にはその理由及び内容を9欄に、変更ヶ所を『朱書』すること。

設 計 説 明 書

宅 地 造 成 事 業 名						区域の面積	㎡	
設 計 の 方 針	1 事業の目的							
	2 土量計算と 整理の方針							
	3 設計上留意 した事項							
	4 その他							
土 地 の 現 況	区分	宅 地	農 地	山 林	その他	小 計	公共用地	合 計
	(㎡) 面積							
	(%) 割合							
土 地 の 利 用 計 画	区分	宅 地	道 路	公 園	公共用地	公益地	その他	合 計
	(㎡) 面積							
	(%) 割合							
	内容							
権 利 関 係 同 意 状 況	権利の内容		総 数		同意を得た数		同意を得られない数	
			人 員	面積(㎡)	人 員	面積(㎡)	人 員	面 積(㎡)
	土 地	所有権						
		抵当権						
		計						
	工 作 物	所有権						
		計						
	そ の 他							

工 区 数	工区数	工区面積 (㎡)	区画数	区画平均面 積	用 途		摘 要
道 路	名 称	幅員×延長	面積(㎡)	道路仕上	割合(%)	勾配(%)	摘 要
	1						
	2						
公 そ の 園 他	名 称	面積(㎡)	割合(%)	勾配(%)	施設の概要		
	1						
	2						
排 水 路	名 称	材 種	形 状	勾配(%)	寸法	排水方法	摘要
	1						
	2						
給 水	1 公営水道	既設管 mm 引込給水径 mm 管網一辺の長さ m					
	2 専用井戸	既設・新設(処理装置 有・無)					
	3 その他						
汚 水	1 し尿処理	汲取・浄化槽（単独・合併） PPM 処理対象人員 人 人槽					
	2 生活雑排水	簡易沈殿方式・生物処理方式 PPM 処理対象人員 人 槽					
	3 放流先名						
消 水 防 利	1 消火栓	既設・新設 mm ケ所			2 防火水槽 槽 ケ所		
	3 その他						
地 盤	1 土質	第 種()					
	2 確認方法	ボーリング調査、その他 ()					
擁 壁	1 種類						
	2 高さ、長さ						
防 施 災 設	1 内容						
	2 施設						
交 通 量	宅造区域 1 からの発生交通量	台/日	うち大型車 台/日	既存道路 2 における 交通量	台/日	うち大型車 台/日	
そ の 他							

権 利 関 係 調 書

土地(建物等工作物を含む)

(年 月 日現在)

所在及び地番	地 目	地 積 m^2	権利の種類	権利者の 住所氏名	摘 要
	(現況)	(実測) m^2			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	()	()			
	()	()			

備 考

- (1) 「地目」欄は、田・畑・宅地・山林・原野等の区分を記入すること。
- (2) 「権利の種類」は、当該土地に係る所有権・地上権・永小作権・地役権・入会権・留置権・先取特権・質権・抵当権等の区別を記入すること。
- (3) 同意を得た者の契約書又は承諾書の写しを添付すること。ただし、借地で造成する者は、承諾書に実印を使用し、印鑑証明書を添付すること。
- (4) 摘要欄には、添付書類を明記すること。

誓 約 書

このたび、下記地内で別図のとおり宅地造成事業を計画しましたが、工事中並びに完成後の造成地の維持管理を厳にすることは勿論、その排水・公害・災害等について、万一その付近その他より苦情等問題が生じた時には、当方が責任を持って処理解決致しますと共に、市並びに付近住民等に対し一切ご迷惑を相掛けません。

よって後日のため、迷惑を相掛けないことを誓約致します。

記

1. 宅地造成事業名

1. 宅地造成事業区域の場所

1. 宅地造成事業区域の面積

1. その他の事項

年 月 日

申請人 住所

(維持管理者)

氏名

㊞

工事施工者 住所

氏名

㊞

中津川市長 様

誓 約 書

このたび、下記地内で中津川市宅地造成事業に関する指導要綱に基づき宅地造成を致しますが、当該要綱による3,000㎡未満の開発であって、これを超える開発は致しません。

事情により3,000㎡を超える開発となるときには、新たに都市計画法に基づく開発行為として申請します。

よって後日のため、市並びに付近住民等に対して一切ご迷惑を相掛けないことを誓約致します。

記

1. 宅地造成事業名

1. 宅地造成事業区域の場所

1. 宅地造成事業区域の面積

1. その他の事項

年 月 日

申請人 住所
氏名

㊞

中津川市長 様

宅地造成事業に関する協議通知書

中 第 号
年 月 日

申請人 様

中津川市長 ㊟

年 月 日付けで申し出のあった下記の協議は、成立したので通知します。ただし、次の事項を遵守し施工してください。

記

1. 申請人の住所氏名	住所 氏名
2. 宅地造成事業名(工事名)	
3. 宅地造成事業区域の場所	
4. 宅地造成事業区域の面積	既設部分 m ² 増設部分 m ²
5. 予定建築物の用途	
6. 工事予定期間	宅地造成 成立の日 から 年 月 日まで 建築物 成立の日 から 年 月 日まで
7. 工事設計者の住所氏名	住所 氏名 (TEL)
8. 工事施工者の住所氏名	住所 氏名 (TEL)
9. その他必要な事項	

10. 宅地造成事業に関する注意事項

- (1) 本計画の内容を変更しようとするときは、事前にその旨を市長に申し出て協議をしてください。
- (2) 本協議以外の事項が生じた場合は再協議してください。なお、事業の廃止、中止等も協議が必要です。
- (3) この協議のほかに監督官庁への許認可申請等手続きを必要とするものは、手続きを済ませ許可後に工事に着手してください。
- (4) 工事に着手するときは工事着工報告書、又工事が完了したときは工事完了報告書を提出してください。
- (5) 協議成立後2年を経過しても、工事に着手できないときには、その旨を申し出てください。申し出のないものについては、協議成立の取り消しとなります。
- (6) 宅地造成事業の協議成立表示板を掲示してから工事に着手してください。

※ 宅地造成事業の協議成立表示板（縦45cm、横60cmとする）

中津川市宅地造成事業の協議成立済標識			
協議通知番号・年月日	中	第	号
申請人の住所氏名	住所 氏名		
宅地造成事業名(工事名)			
宅地造成事業区域の場所			
宅地造成事業区域の面積	m ²	既設部分 増設部分	m ² m ²
予定建築物の用途			
工事予定期間	造成 建物	年 月 日から 年 月 日から	年 月 日まで 年 月 日まで
工事施工者の住所氏名	住所 氏名 (TEL)		
現場管理者の住所氏名	住所 氏名 (TEL)		

11. 宅地造成工事に関する事項

- (1) 年 月 日付け、「中津川市宅地造成事業指導委員会の協議結果について」の協議事項に基づき施工してください。（協議事項は、本協議通知書に添付）
- (2) 公害関係法令を遵守し、宅地造成事業区域を含む周辺の生活環境を損なわないように具体的な対策が講ぜられていること。
 - (イ) 工事中の落石・土砂崩壊等による災害の防止、及びほこり・騒音・排水等による公害の防止について工事着手前に十分な処置を行ってから着工してください。
 - (ロ) 工事中下流域への土砂流出・汚水流出等、周辺及び下流域の生活環境への影響が発生した場合は、業者において速やかに対処し、最善の処置を講じてください。
 - (ハ) 完成後適切な維持管理を行い、周辺の生活環境への影響が最小限になるよう努めてください。
- (3) 一般廃棄物については、可燃物、不燃物に分けて環境センターへ持ち持ち込みしてください。
- (4) 公営水道について別途指示のない場合は、中津川市水道給水条例第16条の規定に基づき施工してください。
- (5) 文化財保護法に基づく埋蔵文化財を発見又は確認したときには、速やかに市長に申し出て指示を受けてください。

工 事 着 工 報 告 書

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所
氏名
〔TEL () - 〕

中津川市宅地造成事業に関する指導要綱第 5 条第 3 項の規定により工事に着手
しましたので報告します。

記

協議通知番号・年月日		中 第 宅 号 ・ 年 月 日			
宅地造成事業名					
宅地造成事業の場所		中津川市			
宅地造成事業の面積及び 予定建築物の用途		面積	m ²	用途	
工事予定年月日	造成 建築	年 月 日 ～ 年 月 日 年 月 日 ～ 年 月 日			
工事 施 工 者	住 所				
	氏 名	〔TEL () - 〕			
工事 管 理 者	住 所				
	氏 名	〔TEL () - 〕			
摘 要					

備考

- (1) この報告書には、協議成立済標識の入った現況写真を添付すること。
- (2) 指導要綱第 4 条に基づく協議通知書の写しを添付すること。

宅地造成事業協議に係る
事業の廃止、中止報告書

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所
氏名
〔TEL() ー 〕

中津川市宅地造成事業に関する指導要綱第 5 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

協議通知番号・年月日		中 第 宅 号 ・ 年 月 日			
宅地造成事業名					
宅地造成事業の場所		中津川市			
宅地造成事業の面積及び予定建築物の用途		面積	m ²	用途	
工事予定年月日	造成 建築	年 月 日 ~ 年 月 日 ~		年 月 日 年 月 日	
廃止、中止の理由					
廃止、中止の時期		年 月 日 ~ 年 月 日			
廃止、中止時の 工事の進捗状況 (図面、写真添付)					
防災措置(図面、添付)					
摘 要					

備考

- (1) 指導要綱第 4 条に基づく協議通知書の写しを添付すること。

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所
氏名
〔TEL() ー 〕

中津川市宅地造成事業に関する指導要綱第5条第4項の規定により、宅地造成事業に関する工事が、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

協議通知番号・年月日		中 第 宅 号 ・ 年 月 日			
宅地造成事業名					
宅地造成事業の場所		中津川市			
宅地造成事業の面積及び 予定建築物の用途		面積	m ²	用途	
工事完了年月日		年 月 日			
工事 施 工 者	住 所				
	氏 名				
工事 管 理 者	住 所				
	氏 名				
その他必要な事項					

- 備考 1 工事完了後30日以内に報告すること。
- 2 添付書類。(1) 完了写真(全体、擁壁、排水、着工時と同一方向のもの等)
- (2) 完了造成平面図。
- (3) 許認可等の完了検査済証等の写し。
- (4) 指導要綱第4条に基づく協議通知書の写し。

宅地造成事業主

様

隣接土地所有者 住所

氏名 印

承 諾 書

貴殿が、下記の私所有の土地に隣接して、宅地造成事業を施行されることと施行後の排水処理について承諾致します。

記

隣接土地の表示		中津川市			
宅地造成事業名					
宅地造成事業の場所		中津川市			
宅地造成事業の面積及び 予定建築物の用途		面積	m ²	用途	
工事予定年月日	造成 建築	年 月 日	～ 年 月 日	年 月 日	～ 年 月 日
宅地造成事業に 関する意見等					

年 月 日

宅地造成事業主

様

土地所有者 住所

氏名 印

承 諾 書

貴殿が、下記の私所有の土地において、宅地造成事業を施行されることと施行後の排水処理について承諾致します。

記

所有地の表示		中津川市			
宅地造成事業名					
宅地造成事業の場所		中津川市			
宅地造成事業の面積及び 予定建築物の用途		面積	m ²	用途	
工事予定年月日	造成 建築	年 月 日	～ 年 月 日	年 月 日	～ 年 月 日
宅地造成事業に関する 意見等					

備考

- (1) 印鑑登録済の印鑑を使用し、印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日

宅地造成事業主

様

抵当権者・地役権者 住所

氏名 ㊟

承 諾 書

貴殿が、下記の土地において、宅地造成事業を施行されることについて、抵当権者として承諾致します。

記

抵当権者設定 土地の表示		中津川市			
宅地造成事業名					
宅地造成事業の場所		中津川市			
宅地造成事業の面積及び 予定建築物の用途		面積	m ²	用途	
工事予定年月日	造成 建築	年 月 日 年 月 日	～ ～	年 月 日 年 月 日	
宅地造成事業に関する 意見等					

備考

- (1) 印鑑登録済の印鑑を使用し、印鑑登録証明書を添付すること。

年 月 日

宅地造成事業主

様

区 長 住所

氏名 ㊟

承 諾 書

貴殿から申出のありました宅地造成事業について、次のとおり施行内容等承知したので、承諾致します。

記

宅地造成事業名					
宅地造成事業の場所		中津川市			
宅地造成事業の面積及び 予定建築物の用途		面積	m ²	用途	
工事予定年月日	造成 建築	年 月 日 年 月 日	～ ～	年 月 日 年 月 日	
宅地造成事業に関する 意見等					

年 月 日

宅地造成事業主

様

水利権者 住所

氏名 ㊟

承 諾 書

貴殿から申出のありました宅地造成事業について、次のとおり施行内容等承知したので、承諾致します。

記

宅地造成事業名					
宅地造成事業の場所		中津川市			
宅地造成事業の面積及び 予定建築物の用途		面積	m ²	用途	
工事予定年月日	造成 建築	年 月 日 年 月 日	～ ～	年 月 日 年 月 日	
宅地造成事業に関する 意見等					

開発行為の許可又は中津川市宅地
造成事業に関する指導要綱の協議
成立を受けて設置する公共施設及
びその土地の帰属並びに管理移管
の事務処理要領

◆事務処理要領◆

◆ 運用要領 ◆

中津川市

目 次

1. はじめに	----- 2
2. 中津川市公共施設等管理移管事務処理要領	----- 3
3. 公共施設の土地の帰属及び管理移管の協議事項（別表）	----- 6
4. 公共施設寄附申込書（様式第 1 号）	----- 7
5. 公共施設管理移管の申出書（様式第 2 号）	----- 8
6. 公共施設の 工事完了 検査の結果通知書（様式第 3 号） 管理移管	----- 9
7. 公共施設の 工事完了 に係る手直し工事等の完了届（様式第 4 号） 管理移管	-----10
8. 公共施設の手直し工事等の確認通知書（様式第 5 号）	-----11
9. 公共施設寄附受入書（様式第 6 号）	-----12
10. 公共施設管理移管の受理書（様式第 7 号）	-----13
11. 開発行為の許可又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱の 協議成立を受けて設置する公共施設及びその土地の帰属並びに 管理移管について（協定書）	-----14

はじめに

この事務処理要領等は、関係法令その他基準等に基づき一般的かつ原則的な事項を定めたものであり、開発区域の位置、地形等により基準の詳細については異なるので、事前に市担当課並びに関係機関と充分協議のうえ事業を遂行されたい。

(1) 移管対象公共施設名と担当課

道路・水路施設	管理課、農林整備課、建設課
公園施設	管理課
下水道施設	下水道課
水道施設	水道課 (別紙協定による)
消防施設	警防課
その他	担当課で取り扱うもの

中津川市公共施設等管理移管事務処理要領

(昭和60年4月1日決裁)

改正	昭和63年6月1日	平成14年4月1日	令和6年9月1日
	平成4年7月1日	平成15年3月31日	
	平成8年3月29日	平成21年10月1日	

(目的)

第1 この要領は都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱（昭和60年4月1日決裁。以下「要綱」という。）の規定に基づく公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管に係る事務を円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「申請人」とは、公共施設及びその土地を中津川市に帰属並びに管理移管をしようとするものをいう。
- (2) 「公共施設」とは、道路、河川、水路、公園、下水道、上水道、消防施設及びその他これに類する公共の用に供する施設で、市長の定めるものをいう。

(適用の範囲)

第3 この要領は、法又は要綱の規定に基づき施工される面積1,000㎡以上のもので、市長が定めた公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の協議事項（別表）に基づき公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の協議が成立した事業について適用し、面積1,000㎡未満のものについても要綱に準ずる協議を行なった場合は、当該要領を適用する。ただし、同一事業者が連続して事業を行う場合は、その全面積により判定するものとする。

(公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管)

第4 公共施設の中で、第3の協議によって、市長と協定を締結したものは、法で定める「開発行為の工事の完了の公告日」の翌日及び要綱で定める工事完了報告書に基づく工事完了の検査（以下「工事完了検査」という。）後において公共施設寄附申込書（様式第1号）により帰属することを原則とする。ただし、公共施設の管理移管（維持管理）については、公共施設寄附申込による帰属の日から1年を経過後において公共施設管理移管の申出書（様式第2号、以下「申出書」という。）により市長に管理移管の申出をするものとする。

なお、申請人の都合等により、管理を代理人に移管する場合は市長に書面で申

出て、承諾を得ておかなければならない。

- 2 公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の協議事項の詳細については、別表に定める。

(帰属及び管理移管のための検査)

- 第5 帰属及び管理移管される公共施設並びにその土地の検査は、市長の定める担当課によって、法の規定による検査とは別に、協定による帰属及び管理移管のための工事完了検査並びに申出書による管理移管のための検査（以下「管理移管検査」という。）を実施して、施設の構造、基準等確認を行い、検査結果を公共施設の工事完了（管理移管）検査結果通知書（様式第3号）により申請人に通知するものとする。

なお、検査にあたり地形・地質・過去の災害の発生等に留意し、今後の帰属及び管理に支障のないよう施設の構造・形状・強度等について、実施するものとする。

- 2 申請人は、前項による検査の結果、整備改善の指摘を受けた場合は、これに係る手直し工事を行うものとする。
- 3 申請人は、前項に定める手直し工事を、申請人の負担において行うものとする。
- 4 申請人は、手直し工事が完了したときは、公共施設の工事完了（管理移管）に係る手直し工事等の完了届（様式第4号）によりその旨を市長に届け出るものとする。
- 5 市長は、前項の届出を受理したときは、当該公共施設の工事完了検査及び管理移管検査を再度実施するものとする。
- 6 市長は、前項の検査の結果により、指摘事項が改善されていることが確認できたときには、公共施設の手直し工事等の確認通知書（様式第5号）により、その旨を申請人に通知するものとする。
- 7 市長は、第1項又は第5項に定める工事完了検査及び管理移管検査に合格したものについて、帰属及び管理移管のための手続を行うものとする。

(帰属及び管理移管の引継ぎ時期)

- 第6 土地を中津川市に帰属する日は、市長が公共施設寄附受入書(様式第6号)により申請人に通知した日とし、公共施設が中津川市に管理移管する日は、市長が公共施設管理移管の受理書(様式第7号)により申請人に通知した日とする。

(庶務)

- 第7 この要領に係わる庶務は、市長の定める担当課において行うものとする。ただし、協定書の締結、検査の立会い等関連ある事務は、開発行為又は宅地造成事業

の受付担当課とし、関係課との連絡及び調整を行うものとする。

(その他)

第8 公営水道に関する事項については、別途協定の締結によるものとするが、その他この要領に定めのないものは、その都度市長と協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年6月1日）

この要領は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則（平成4年7月1日）

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日）

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（令和6年9月1日）

この要領は、決裁の日から施行する。

別表 公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の協議事項

施設の 名称	管理者 (担当課)	土地の帰属及び管理移管の内容		摘要
道路施設 水路施設	中津川市 事務 (管理課) (農林整備課) 技術基準 (建設課)	1 要領第3の範囲内で、第4により第5の検査に合格したものを第6により土地の帰属及び管理移管する。	所有権移転 管理移管	
		2 自己の業務用道路及び水路は申請人の維持管理とする。	所有権、管理 共申請人	
	注) 「中津川市公共施設等管理移管事務処理要領に関する事務取扱内規(道路施設)」によるものとする。			
公園施設	中津川市 (管理課) (開発行為により設置される協議分)	1 公園及び緑地等で勾配10°以下のものは道路施設・水路施設の項の1に同じ。ただし、移管後の管理が市と申請人との借地契約により、借地者側で全責任をもって一切の維持管理ができるものを対象とする。	所有権移転 管理移管 借地契約	
		2 公園及び緑地等で勾配10°をこえるものは、申請人の維持管理とする。	所有権、管理 共申請人	
下水道施設	中津川市 (下水道課)	要領第3の範囲内で、第4により第5の検査に合格したものを第6により土地の帰属及び管理移管する。	布設に必要な用地及び施設の帰属	
水道施設	中津川市水道事業管理者 (水道課)	宅地造成事業に伴う水道供給協定書及び水道布設工事設計委託契約並びに布設工事委託契約の締結により行うもの。	布設に必要な用地及び施設(給水装置を除く)の帰属	別途協定による。
消防施設	中津川市 (警防課)	要領第3の範囲内で、第4により第5の検査に合格したものを第6により土地の帰属及び管理移管する。	布設に必要な用地及び施設の帰属	
その他これに類する公共の用に供する施設等	協議により成立し協定書の締結ができる施設で担当課の取り扱うもの			
注) 土地の帰属に伴う用地境界には、コンクリート製境界杭90cm×12cm×12cm、プレート(タイル)に「中津川市」「境界」と明記)を事業者において設置するものとする。				

中津川市長 様

申請人 住所

氏名

印

（担当者名）

公共施設寄附申込書

年 月 日付けによる開発行為の許可又は宅地造成事業の協議成立を受けて設置される公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管に関する協定書（以下「協定書」という。）第4条の土地の帰属について、下記の公共施設設置の工事が完了しましたので、寄附いたしたく関係書類を添えて申請します。

ただし、維持管理につきましては、協定書第5条により申請人において行います。

記

- 1 事業名
- 2 対象公共施設名
- 3 土地の所在 中津川市
- 4 土地及び施設の明細

字名	地番	地目	地積		公共施設の構造及び明細(所有者)
			公簿(m ²)	実測(m ²)	

5 関係書類

- (1) 公図の写(色枠)
- (2) 公共施設の配置・構造・丈量図(色枠)
- (3) 土地利用計画図(関係分色枠)
- (4) その他所有権移転に必要な書類

・土地登記簿謄本・所有権移転登記承諾書・印鑑登録証明書・法人の場合は資格証明書・寄附証書・写真・その他必要な書類（※管理移管検査結果の写・開発行為検査済証写）

注）※印の添付は検査後となる。

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所
氏名
(担当者名)

印

公共施設管理移管の申出書

年 月 日付けによる協定書第5条の公共施設の維持管理について、
土地の帰属の日より1年が経過しましたので、管理移管の申出をします。

記

- 1 事業名
- 2 対象公共施設名
- 3 建設戸数 計画戸数 戸、実施戸数 戸
- 4 土地の所在 中津川市
- 5 帰属年月日 年 月 日、経過年数 年 ヶ月
- 6 1年経過後の入居者数・率
年 月 日現在
$$\frac{\text{入居戸数(戸)}}{\text{計画戸数(戸)}} = \%$$
- 7 添付書類
 - (1) 位置図
 - (2) 配置図
 - (3) 公図の写(色枠)
 - (4) 丈量図
 - (5) 土地利用計画図(入居済及び対象施設色枠)
 - (6) その他必要な書類
 - 検査済証の写
 - 開発行為の検査済証の写

中管 第 ㊦ 一 号
年 月 日

様

中津川市長 ㊦

工事完了
公共施設の 検査結果通知書
管理移管

寄付申込

年 月 日付で のあったことについて検査の結果
管理移管申出

果は次のとおりであるので、通知します。

なお、整備改善等の指摘事項がある場合は早急に手直し工事等を完了し、完了届を提出し確認検査を受けてください。

記

1 意見

整備改善等指示事項

様式第4号（第5関係）

年 月 日

中津川市長 様

申請人 住所
氏名 ⑩
(担当者名)

工事完了
公共施設の に係る手直し工事等の完了届
管理移管

工事完了
年 月 日付け 第 号による公共施設の 検査の
管理移管

指摘事項については、下記のとおり完了したので届出ます。

記

- 1 事業名
- 2 土地の所在 中津川市

3 指摘事項の整備改善事項

区分	所在	整備改善の詳細
		(別紙のとおり)

- 4 添付書類
 - (1) 工事完了検査結果の写
 - (2) 改善箇所等の新旧図面・写真等

様式第 5 号（第 5 関係）

中管 第 ㊦ 一 号
年 月 日

様

中津川市長 ㊦

公共施設の手直し工事等の確認通知書

年 月 日付け工事完了手直し工事の完了届については指摘事

項どおり施工されていることを確認したので、通知します。

第 号
年 月 日

様

中津川市長

㊤

公 共 施 設 寄 附 受 入 書

年 月 日付けで寄附申込のあった下記の公共施設の土地の帰属については、帰属の手続きが完了したので、受納します。

記

- 1 事業名
- 2 対象公共施設
- 3 土地の所在 中津川市
- 4 寄附受入財産の明細

字名	地番	地目	地積		公共施設の構造及び数量等
			公簿 (㎡)	実測 (㎡)	

- 5 その他
 - (1) 協定書第 3 条の検査合格日
年 月 日
 - (2) 協定書第 4 条の寄附申込書受理日
年 月 日
 - (3) 維持管理については、協定書第 5 条により申請人において行うこと。

第 号
年 月 日

様

中津川市長 印

公共施設管理移管の受理書

年 月 日付けで申出のあった下記の公共施設の管理移管は、移管手続きが完了したので、受理します。

記

- 1 事業名
- 2 対象公共施設名
- 3 土地の所在 中津川市
- 4 移管施設の明細

字名	地番	地目	地積		公共施設の構造及び数量等
			公簿 (㎡)	実測 (㎡)	

- 5 その他
 - (1) 協定書第 5 条の移管検査合格日
年 月 日
 - (2) 公共施設の管理移管の申出書受理日
年 月 日
 - (3) 公共施設に係る土地の帰属年月日
年 月 日

○開発行為の許可又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱の協議成立を受けて設置する公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管について

昭和60年4月1日 決裁
改正 平成8年3月29日

中津川市において、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する開発行為の許可又は中津川市宅地事業に関する指導要綱（昭和47年8月1日決裁。以下「要綱」という。）第4条に規定する宅地造成事業の協議成立を受けて設置する公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管については、次の協定書を締結した者に対して取り扱うものとする。

開発行為の許可又は中津川市宅地造成事業の協議成立を受けて設置される公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管に関する協定書

中津川市長 青山 節児 (以下「甲」という。)と

申請人 (以下「乙」という。)との間に次の協定を締結する。

第1条 (目的)
この協定は、都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」という。) 第29条第1項若しくは第2項の開発行為又は中津川市宅地造成事業に関する指導要綱 (昭和47年8月1日決裁。以下「要綱」という。) 第4条の宅地造成事業により設置される公共施設及びその土地の帰属並びに管理移管の時期、方法、手続き等について、明確にすることを目的とする。

第2条 (適用の範囲)
公共施設の構造、基準等は、法の規定及び甲の定めた基準等に基づく事業の施設で、甲、乙協議の成立した下記のものについて適用する。

公共施設名	土地の所在地番	地目	地積		構造及び明細 (土地の所有者名)
			公簿(㎡)	実測(㎡)	
	中津川市 大字 字	公衆用道路	㎡	㎡	年 月 日 岐阜県指令東建築 第 号の 道路の位置の指定 幅員 m 延長 m (所有者:)

第3条 (構造基準)
前条に規定する公共施設及びその土地は、法及び要綱の規定並びに甲の定めた基準に適合し、甲が中津川市公共施設等管理移管事務処理要領 (昭和60年4月1日決裁。以下「要領」という。) 第5に規定する検査に合格しなければならない。

第4条 (帰属)
第2条に規定する土地の帰属は、開発行為の工事の完了の公告日の翌日及び要領第5に規定する工事完了検査後に要領第4に規定する公共施設寄附申込書を甲に提出し、甲は第3条に規定する検査に合格したものを受理するものとする。

第5条 (管理移管)
第2条に規定する公共施設の管理移管は、公共施設寄附申込による帰属の日より1年を経過後において、乙の申出により甲は要領第5に規定する管理移管検査を実施し、第3条の規定に適合したものを受理するものとする。ただし、当該施設の管理責任は、要領第6に規定する公共施設管理移管の受理書により通知した期日以前は乙、期日以後は甲とする。

第6条 (申請人の変更等)
申請人の都合により、管理を代理人に移管する場合は、甲に理由を明らかにした書面で申出て、承認を得ておかなければ移管の対象にならない。

第7条 (協定の解除)
甲は、乙がこの協定を履行しないときは、いかなる場合でも協定を解除することができる。

第8条 (協定外事項の処理)
この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定成立の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 岐阜県中津川市かやの木町2番1号
氏名 中津川市長 青山 節児 (印)

乙 住所
氏名 (印)